

地縁による団体の認可手続き
自治会（町内会）の法人格の取得について

手引書

平成 11 年 4 月 1 日作成
令和 2 年 10 月 7 日改定
令和 3 年 9 月 1 日改定
令和 3 年 11 月 26 日改定
令和 4 年 8 月 12 日改定

三島市環境市民部地域協働・安全課
TEL 983-2708
FAX 975-3130

はじめに

自治会は、従来「権利なき社团」ということで、自治会名による不動産等の登記をすることができませんでした。

従って、所有する不動産等の登記に当たっては、代表者の個人名義、役員又は会員複数の共有名義で行っていたのが実情でした。

しかし、こうした個人名義による登記は、登記名義人が死亡した場合、その相続人が誤解により所有権を主張したり、登記名義人の債権者が不動産を差し押さえてしまうなど、種々の問題を生じさせていました。

こうした問題を解決するため、自治会に法人格を与える旨の改正規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」が、平成 3 年法律第 24 号として 4 月 2 日公布され、同日施行されました。この改正により、自治会は、市町村長の認可を受けることにより、不動産又は不動産に関する権利等を有することができるようになりました。

また、不動産の保有以外にも、自治会名義での火災保険の加入や銀行口座の開設、借入等ができるようになり、より円滑な地域的な共同活動を行うことが可能になります。市長の認可を希望される自治会は、この手引書を参考に手続きをしてください。

なお、巻末に申請から登記に至る提出書類のチェック表を設けましたので、利用してください。また、分からないことや、あやふやな事項については、必ず地域協働・安全課までお問い合わせください。

自治会の法人化（「地縁による団体」としての認可）は、後世に残る大きな事業ですので、地域住民の総意により慎重な決定をしてください。

目 次

第 1 章	地縁団体の認可について	1
1	自治会（町内会）の地縁団体の認可	1
2	認可の要件	1
第 2 章	認可の申請	2
1	認可申請書	2
2	添付書類	3
	（1）規約	3
	（2）議事録の写し	11
	（認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類）	
	（3）構成員（会員）名簿	12
	（4）事業報告書及び収支決算書	12
	（5）議事録の写し	12
	（申請者が代表者であることを証する書類）	
	（6）承諾書	13
第 3 章	認可後の手続き等	13
1	市長の認可と告示	13
2	告示事項の変更届	14
	（1）告示事項変更届出書	15
	（2）規約変更認可申請書	16
3	証明書の発行	17
	（1）証明書交付申請書	17
第 4 章	認可を受けた自治会（町内会）の活動	

		—————	18
第 5 章	税 の 取 り 扱 い	—————	18
第 6 章	認 可 後 の 自 治 会 (町 内 会) に 対 す る 他 法 の 適 用		
		—————	19
第 7 章	法 務 局 へ の 登 記 手 続 き	—————	19
第 8 章	登 記 後 の 手 続 き	—————	20
付 録	申 請 手 続 き の 流 れ		
	法 人 化 手 続 き の チェック表		

第1章 地縁団体の認可について

1 自治会（町内会）の地縁団体の認可

地方自治法第260条の2第1項では、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と定めています。市長の認可を受けた自治会（町内会）は、次の資産の登記・登録を自治会（町内会）名義で行うことができます。

なお、スポーツや趣味などの同好会のように、特定の目的のみで活動する団体や老人会、婦人会のように、会員に年齢、性別等の制限がある団体は、対象になりません。

- (1) 不動産登記法第3条の土地及び建物に関する権利
権利とは、所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権をいいます。
- (2) 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権と抵当権
立木とは、一筆の土地又は一筆の土地の一部分に生立する樹木の集団をいいます。
- (3) 登録を要する金融資産
国債、地方債、社債などがあります。
- (4) (1)～(3)のほか地域的な共同活動に資する資産
その区域において必要となるもの、例として車両などです。

2 認可の要件（地方自治法第260条の2第2項）

市長の認可を受けるには、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

規約には、次に掲げる事項が定められていなければなりません。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 構成員の資格に関する事項
- カ 代表者に関する事項
- キ 会議に関する事項
- ク 資産に関する事項

規約を定めていない自治会は、新たに定めて下さい。

また、定めてあっても上記ア～クまでの各事項の定めがない場合は、規約の中に盛り込んで下さい。

第2章 認可の申請

認可の申請は、自治会（町内会）の代表者（会長）が市長に提出することと定められています。申請に当たっては、次の申請書及び添付書類（地方自治法施行規則第 18 条）が必要です。

1 認可申請書

次により申請してください。（所定の様式が市役所、市の HP にあります。）

認可申請書

令和〇年〇月〇日	
三島市長 へ	認可を受けようとする地縁による 団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 〇〇自治会（町内会） 所在地 三島市〇〇町××番地 代表者の住所及び氏名 住 所 三島市〇〇町××番地 氏 名 〇 〇 〇 〇
認 可 申 請 書	
地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。	

記

- 1 規約
- 2 認可をすることについて、総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 代表者本人の承諾書

2 添付書類

- (1)規約（P 4～14 参照）
- (2)認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（P 14～16・議事録の写し参照）
- (3)構成員の名簿（P 17 参照）
- (4)良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（P 17・事業報告書・収支決算書参照）
- (5)申請者が代表者であることを証する書類（P 17・議事録の写し参照）
- (6)代表者本人の承諾書（P 17 参照）

○上記の添付書類は次の例を参考にしてください。

(1) 規約

標準的な規約例ですので、参考にしてください。既に規約がある場合も、認可地縁団体となるにあたり必要な条項がありますので、修正や再作成が必要となります。

〇〇自治会（町内会）規約

規約の名称は、〇〇自治会（町内会）会則でも結構です。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、〇〇自治会（町内会）と称する。

「名称」は、必ず規定しなければなりません。(法第 260 条の 2 第 3 項第 2 号)。その名称は現在の名称で結構です。

(区域)

第 2 条 本会の区域は、三島市〇〇町×番地から×番地までの区域とする。

「区域」は規約で必ず規定しなければなりません。(法第 260 条の 2 第 3 項第 3 号) 町の一部を区域としている場合は、上記のように定めてください。また、町の全域を区域としている場合は、次のように定めてください。

第 2 条 本会の区域は、三島市〇〇町の全域とする。

番地等が連続していない場合は、該当の番地等を列挙してください。また、番地等が多くなり別表表示するときは、次のように作成してください。

第 2 条 本会の区域は、三島市〇〇町及び△△町のうち別表に定める区域とする。

別表

町名	番地
〇〇町	全部
△△町	15-2、15-5、16-1から16-4まで、 17-1から17-8まで

なお、番地が複雑でありにも多岐にわたるときは、範囲の明確な図面を表示することもできます。

(主たる事務所)

第 3 条 本会の主たる事務所は、三島市〇〇町×番△号、〇〇集会所に置く。

「主たる事務所の所在地」は、規約で必ず規定しなければなりません。(法第 260 条の 2 第 3 項第 4 号)。番地、場所まで具体的に定めてください。所在地が変わった場合は、市に変更の届出をしなければなりませんので、自治会長の個人宅でなく変更の少ない集会所(公民館)等にしてください。

(目的)

第 4 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備に関する事。
- (3) 集会施設の維持管理、運営に関する事。
- (4) 福利、厚生に関する事。
- (5) 文化、体育、レクリエーション等に関する事。
- (6) その他目的の達成に必要な事。

「目的」は、規約で必ず規定しなければなりません。(法260条の2第3項第1号)

活動内容をできるだけ具体的に書いてください。「目的」、「事業」を別の条で定める方法もあります。

以上のほかに活動内容の具体例として、会員の教育、文化の向上に関すること。会員相互の融和と扶助に関すること。地域内の老人、子供、婦人、青年等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。市役所その他官公署との連絡及び協力に関すること。などがあります。

第2章 会員及び援助団体

(会員)

第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員となることができる。

2 第2条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません。(法第260条の2第3項第5号)

また、次の2点を定めていなければなりません。

1 区域内に住所を有する個人の誰もが会員となることができること。

2 正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

なお、自治会の会員は、区域内に住所を有する個人に限られていますので、法人、組合等の団体は、第2項のように賛助会員として規定してください。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が会長に提出された場合

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

「代表者に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません(法第260条の2第3項第6号)。また、代表者(会長)は1人でなければなりません。(法第260条の5)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要であると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

「会議に関する事項」は規約で必ず規定しなければなりません。(法第260条の2第3項第7号)。規定すべき事項は、総会及び役員会の招集方法議決事項及び議決方法などです。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日○日前までに文書をもって通知しなければならない。

通常総会は、少なくとも年1回は開催しなければなりません。(法第260条の13) また、上記の臨時総会開催における「会員の5分の1」の割合は、規約により増減できます。(法第260条の14第2項) なお、監査の職務として臨時総会を招集することが可能です。(法第260条の12第1項第4号)

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) ○○○○○○

(2) ××××××

(総会の書面等による表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ

通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会
員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、そ
の会員は出席したものとみなす。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メール等による送信、ウ
ェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記
録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

(総会の書面等による議決)

第23条 総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があ
るときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

本来であれば、通常総会は、少なくとも年1回は開催しなければなり
ません(法第260条の13)が、本条の規定は、この通常総会を開催する
ことなく総会の決議があった場合と同一の効力を認めるものであり、総
会の場での討議を省略するという意味において、重大な例外を認めるも
のです。

したがって、総会の場での討議を省略することによってすべての構成員
に不利益が及ばないように構成員全員の事前の承諾等を必要とするこ
ととしています。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけ
ればならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者及
び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以
上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決す
る。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業の報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財

産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び財産目録等資産の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

財産目録及び会員名簿は、事務所に備え付けておかなければなりません。また、会員名簿は、変更あるごとに訂正しなければならないとされています。(法第260条の4第1項及び2項)

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

- (例) 原案のとおり出席者の過半数の賛成をもって承認された。
- (3) ○○自治会(町内会)の会員の確定について
 (例) 会員名簿のとおり確定した。
- (4) 自治会長等の役員の選出について
 (例) △△△△を代表者として確定し、他の役員を役員名簿のとおり選出した。
- (5) 自治会(町内会)の保有資産の確定について
 (例) 財産目録のとおり確定した。
- (6) ○○○○○○について

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣言し、解散した。この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が次に署名捺印する。

令和○年○月○日

議事録署名人

住所 三島市○○

氏名 △△ △△ 印

住所 三島市○○

氏名 △△ △△ 印

この議事録は、原本と相違ありません。

令和○年○月○日

○○自治会(町内会)△△総会議長

住所 三島市○○

氏名 △△ △△ 印

(3) 構成員(会員)名簿

地方自治法では、構成員(会員)は、世帯ではなく「個人」としてとらえていますので、個人全員の氏名及び住所が記載された名簿が必要となります。ここで言う構成員(会員)は、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別、国籍等を問わないこととされていますので、子供であっても名簿への記載が必要となります。

(4) 事業報告書・収支決算書

良好な地域社会の維持及び形成のための地域活動を行っていることを示すため、事業報告書及び収支決算書などの具体的に記載された書類を提出して下さい。

(5) 議事録の写し

申請者が代表者であることを証する書類として、具体的には、申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録等の写しになります。

(6) 承諾書

代表者に選出された本人の承諾書。

承 諾 書	
〇〇自治会（町内会）の代表者になることを承諾いたします。	
	令和〇年〇月〇日
住 所	三島市
氏 名	△ △ △ △

第 3 章 認可後の手続き等

1 市長の認可と告示

（法第 260 条の 2 第 5 項、第 10 項、施行規則第 19 条）

市長は、申請が法定の要件を満たしている場合は、認可します。この認可により、自治会（町内会）に法人格が与えられることとなります。

認可に当たって、市は次の各事項を告示します。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

2 告示事項の変更届

(法第 260 条の 2 第 11 項、施行規則第 20 条、第 22 条)

告示事項に変更が生じたときは、代表者が「告示事項変更届書」により、その旨を証する議事録等の書類を添えて、市長に届け出ます。この場合、告示事項の変更が規約の変更を伴うときは、市長の規約変更の認可を得た後に改めて、「告示事項変更届書」を提出していただくこととなります。

規約の変更認可の申請は、「規約変更認可申請書」により、変更の内容と理由を記載した書類と規約の変更を総会で議決したことを証する議事録等の写しを添付して提出します。

(1) 告示事項変更届出書

令和〇年〇月〇日

三 島 市 長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 〇〇自治会（町内会）

所在地 三島市〇〇

代表者の住所及び氏名

住 所 三島市〇〇

氏 名 △△ △△ 印

告示事項変更届

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(2) 規約変更認可申請書

令和〇年〇月〇日

三 島 市 長 あて

地縁による団体の名称及び主る
事務所

の所在地

名 称 〇〇自治会（町内会）

所在地 三島市〇〇

代表者の住所及び氏名

住 所 三島市〇〇

氏 名 △△ △△ 印

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

3 証明書の発行（法第 260 条の 2 第 12 項、施行規則第 21 条）

誰でも市長に対し、認可を受けた自治会（町内会）の告示事項に関する証明書の

交付を請求することができます。自治会（町内会）にとっては、法務局へ登記の申請をする場合の必要書類となります。請求に当たっては、「証明書交付申請書」を提出して下さい。郵送による請求も受け付けます。

(1) 証明書交付申請書

地縁による団体の告示事項に関する証明書交付申請書

令和 年 月 日

三島市長 様

請求者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
請求に係る 団体	名称	
	事務所の所在地	三島市
請求する数		通
手数料		円

第4章 認可を受けた自治会（町内会）の活動

認可を受けた場合、法律上次のことが定められています。（法第260条の2第7項から9項）

- 1 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 2 民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、会員に対して不当に差別的扱いをしてはならない。
- 3 特定の政党のために自治会（町内会）を利用してはならない。

第5章 税の取り扱い

地域の活動のためであっても、物品の販売、不動産の貸付けなどの収益事業を

行っていれば、その収益事業による所得に対しては課税されます。

主な税の課税は、次のとおりです。

(1) 国税（法人税）

公益法人とみなされ、収益事業のみ課税

(2) 県税（地方税）

ア 法人税割

法人税と同様に、収益事業のみ課税

イ 均等割

法人税と同様に、収益事業のみ課税

(3) 市税（法人市民税）

課税されますが、収益事業がない場合に限り、減免申請により免除されます。

また、不動産を所有することで、不動産取得税や固定資産税がかかる可能性があります。不動産取得税については県に、固定資産税については市の地域協働・安全課までご相談ください。

第6章 認可後の自治会（町内会）に対する他法の適用

認可を受けた自治会（町内会）については、地方自治法第260条の2第15項の規定により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部が準用されます。

法人の住所

認可地縁団体の住所は主たる事務所の所在地にあるものとします。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条を準用）

法人の不法行為能力

代表者その他代理人が職務を行うについて、他人に損害を与えたときは、自治会に損害賠償の義務が生じます。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条を準用）

第7章 法務局への登記手続き

1 登記原因とその日付

現行の不動産登記法上、個人名義から法人名への所有権等の権利の変更は、「移転登記」となります。登記原因は、自治会（町内会）が法人格を取得したことによって、従前の代表者の個人名義で登記しておくことについての委任関係が終了したことになり、「委任の終了」となります。

変更の日付は、上記の委任関係が終了する、法人格取得の日（認可日）とします。

登記関係の申請に当たっては、認可を受けた証明書が必要です。

2 具体的な登記手続き

(1) 表示登記関係

未登記不動産の場合（土地や建物の表示登記がされていない場合）
不動産の所有権を証する書類を添え、自治会（町内会）名義で表示登記の申請をすることとなります。この場合、建築確認書や公図等により、不動産が所在する場所を明確にする必要があります。

(2) 所有権等の権利関係の登記

ア 表示登記のみが行われている場合（所有権の登記をしていない場

合)

表題部の所有者欄の名義人が所有権保存の登記を行い、町内会への所有権移転登記をすることとなります。

なお、表題部の所有者欄の名義人が死亡している場合には、名義人の相続人が戸籍謄本及び住民票等の相続人であることを証する書類を添えて、自治会（町内会）への所有権移転登記をすることとなります。

イ 旧代表者名で登記がされている場合

旧代表者から自治会（町内会）への所有権移転登記をすることとなります。

ウ 登記名義人が死亡している場合

名義人の相続人が戸籍謄本及び住民票等の相続人であることを証する書類を添えて、自治会（町内会）への所有権移転登記をすることとなります。

エ 共有名義の場合

共有名義人全員で自治会（町内会）への所有権移転登記をすることとなります。

※ 詳細については、様々なケースが考えられますので法務局へお尋ね下さい。

また、登記の申請においては、登録免許税がかかります。金額についても法務局にお尋ね下さい。

第 8 章 登記後の手続き

1 登記簿謄本の写しの提出

登記終了後、登記簿謄本の写し（コピー）を市（地域協働・安全課）へ提出して下さい。

以上で自治会（町内会）の「地縁による団体」の手続きが終了します。

2 代表者が替わった場合

自治会（町内会）の代表者が、任期満了等による理由で交替した場合は、総会の「議事録の写し」及び代表者の「承諾書」を添付し、「告示事項変更届出書」を必ず提出して下さい。

市では、届け出に基づき変更告示します。